

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課

水産課

法令名	佐賀県漁港管理条例			法令番号	昭和 4 8 年条例第 1 6 号		
手続名	危険物等についての停係泊の指示			根拠条項	第 5 条第 1 項		
処 分 基 準	<p>1. 漁港区域内の安全性及び船舶の停係泊を考慮し、支障のない場所であること</p> <p>2. 住宅等に近接していないこと</p> <p>3. 漁獲物の陸揚等を行う場所でないこと</p> <p>4. 港内の衛生上支障のない場所であること</p> <p>以上の場合において、社会・経済活動に与える影響も考慮して、処分を行うか否かを判断する。</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関	農林事務所	交付 機関	農林事務所		目次 No.